平成２９年（フ）第７１号
福島県郡山市富田町字舘南60番地の18
債務者　富塚　香織
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
福島県郡山市富田町字北向60番地の１　カーサ富田ＩＳ棟202号
債務者　阿部　友恵
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
福島県郡山市字名倉293番地　コーポスズキ106号
債務者　荒井　一郎
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
富山市大町146番地　南富山中川病院、住民票上の住所富山市荒川１丁目８番10号
債務者　坂井　　稔
法定代理人成年後見人　石山　　努
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県たつの市御津町釜屋９番地17　マリンハイツ601号室、従前の住所兵庫県たつの市御津町苅屋1334番地　コーポモトカワＩ101号
債務者　中橋　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１７７号
大分市大字久土500番地の65
債務者　今村　裕子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５２号
神戸市須磨区大田町５丁目２番１－301号、前住所神戸市長田区庄山町１丁目５番５号メゾン大晃501号
債務者　久保　　茂
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９０号
神戸市垂水区塩屋町９丁目12番４号ハイツモリモト103号
債務者　畑本　義幸
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０号
奈良県天理市東井戸堂町440－３レオパレス悠101号、住民票上の住所岐阜県瑞穂市稲里157番地２　青木アパート　26号
債務者　三島　誠治（旧姓勝田）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５号
熊本県荒尾市八幡台４丁目１番３号16　八幡台団地市営住宅Ｆ棟1594号
債務者　末竹　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第８５８号
愛知県長久手市原邸502番地　はいつ川本206号
債務者　林田　雄太
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２９年（フ）第４７号
北海道苫小牧市東開町５丁目１番39号
破産者　今　ゆみ子
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６０号
釧路市大楽毛３丁目31番17号
破産者　佐藤　昌美
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
釧路市興津３丁目７番28号
破産者　司口　加菜
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８４号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５番地　宮園公住Ｍ３－403
破産者　中田日出男
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
群馬県前橋市関根町１丁目12番地14
破産者　大塚歯科医院こと　大塚　哲夫
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
群馬県伊勢崎市八斗島町1583番地１　セブンハイツＣ103
破産者　佐藤　輝明
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
群馬県伊勢崎市八斗島町1583番地１　セブンハイツＣ103
破産者　佐藤　淑子
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９６号
群馬県前橋市総社町総社3000番地２　シティーハイツサイネリア　Ｂ－101号
破産者　らあめん一陣こと　小池　祐貴
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係